

○地区別減災マップの使い方

福祉遊覧所 ※福祉施設は、遊覧所へ遊覧客が来ない場合に遊覧していただく2日間遊覧所です

No	名 称	所 属	乗 引
(0)	身体障害者福祉センター	本行1〜1	D - 9
(8)	静岡県立地域交流館(びばこ〜街のCOCO)	本行1256〜1	E - 10
(41)	南行徳遊覧所	南行1〜1-48	D - 10
(42)	南行徳福祉センター	南行12〜17-8	B - 11
(43)	幸公園	幸1-16-18	E - 11
(44)	南行徳公園	南行1〜川1-37	B - 11
(45)	原町公園	原町2-3-1	A - 11
(46)	いはいきセンター日之出	日之出18-18	B - 12
(47)	いはいきセンター大井町	大井町2-32-2	C - 13
(48)	いはいきセンター亀島	亀島1-3-1101	C - 13

名 称	所在地	索引
行徳総合病院前	本行徳5525-2	E-11
東京ベイ・浦安市川医療センター前	浦安市当代島3-4-32	A-12

B:市営霊園を含む大町・大野地区の市街化調整区域
C:柏井町の姥山貝塚公園を含む高台の市街化調整区域
D:国府台スポーツ公園、里見公園を含む周辺の学園地域
E:市川4丁目地生から行徳不動橋までの江戸川堤防敷

●避難場所・避難所一覧



凡		土砂災害特別警戒区域	急激な斜面崩落等が発生した時に建築物が崩壊する危険な場所や住民等の生命又は財産に害を及ぼすおそれがある区域で災害が発生した際に、警戒区域に指定され、避難勧告等が行われる。
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域に指定された区域以外で、災害が発生した場合、避難勧告等が行われる。
		避難場所	被害が最初にとどまる場所。災害が発生した後、必要と認められた時に避難し、様子を見る屋外避難場所。
		避難所	自宅などで生活できなくなった場合に避難先となる施設。避難者の状況などにより、必要と判断された場合に開設される。
		小学校区防災拠点	小学校を単位として、地域住民と協同した情報収集、災害対策本部の設置、避難経路や避難場所の応急準備活動を行う拠点。震度5弱以上の地震が発生した場合は、区内39校が自動開設される。
		津波避難場所	避難場所または避難所のうち、津波発生時にも利用される場所。
		福祉センター	要介護者など、一般の避難者より共同生活が困難な人安心して避難先となるべきものの施設。避難所として、避難者の状況などにより必要と判断された場合に開設される。
		市民センター	市民センターは避難所として、市民の避難先となるべきものの施設。避難所として、避難者の状況などにより必要と判断された場合に開設される。
		広域避難場所	結果としてより一時的避難先が不足して定まった場合など、広域避難を必要とする場合の避難所。現在市内5箇所あり。
		医療救護所	負傷者の応急処置を実施する場所。震度6の地震の発生した場合は施設に必要に応じて開設される。必要、震度4以上の地震が発生した場合には、自動開設される。
例		防災倉庫	地区ごとの防災倉庫を維持し、災害時の生活必需品および非常活動用資材などの備蓄をしている。
		応急給水拠点	災害時に住民の皆様に給水給食を行うほか、給水車、給水タンク、ポリ管等への注水を行う。
		近隣自治体連携型 AED設置場所 (管内)	近隣自治体が避難場所等として予定している施設。
		AED設置場所 (管内外)	学校などの公共施設にAEDを設置している場所。
		AED設置場所 (県外)	学校などの公共施設のうち、屋外にAEDを設置している場所。
		校庭野道	河川沿道等を確保するために、校庭等に隣する用水を一時的に遮断する施設。 主な用途は校庭内に雨水を貯留するため、遮断する施設。避難場所等を通り、校庭内立ち入りできない下流。
		公衆電話	無料で終日利用可能な公衆電話を設置している場所。
		公衆電話	車いすで利用可能な電話ボックス。(利用可能な設置している場所に限り異なる。)

● **コンビニエンスストアに設置されているAED**

市川市では、令和6年6月1日から、ご協力いただいたコンビニエンスストアにAEDを設置しています。
詳しくは下記ページをご確認ください。



火災やがけ崩れが発生した場合は、安全な場所に避難してください。